

各申請に必要な書類

「別表」

○ = 現在の権利者 又は 新権利者さま ● = 旧権利者さま

	承継 (ご逝去の場合)	再交付 承継	名義変更	再交付 名義変更	権利証 再交付のみ	氏変更	住所変更	解約
※1 変更届	○	○	○	○	○	○	○	○
墓所使用権利証 : 原本	○	-	○	-	-	○	-	○
印鑑証明書 : 発行後3カ月以内	-	○ 承継する方	● 旧権利者		○	-	-	○
住民票 : 発行後3カ月以内	○ 承継する方	-	○ 名義変更する方 (新権利者となる方)		-	○	○	-
戸籍謄本 : 全部事項証明書 旧権利者との系譜がわかる書類	○ 承継する方 (新権利者となる方)		○ 名義変更する方 (新権利者となる方)		-	○		-
除籍謄本 か 除籍になった戸籍謄本 : 全部事項証明書 夫婦等の同一戸籍は戸籍謄本だけで良い	● 死亡した旧権利者 (様)		-	-	-	-		-
※2 再交付申請書 : 実印押印箇所あり	-	○ (新権利者の実印)		○ (旧権利者の実印)	○	-		-
身分証明書コピー : A4サイズ カット不要 (運転免許証両面・健康保険証・マイナンバー等)	-	-	-	-	-	-	○	-
墓所返還届	-	-	-	-	-	-	-	○
※3 口座振替依頼書		○		○	-	○	-	-
※4 管理料支払変更届		○		○	-	○	-	-
返信用切手620円 各申請処理後の権利証を簡易書留にてご返却用の切手です (来園手続きの場合不要) 再交付は来園手続きでも必要です		○		○	○	○	-	-
※5 手数料(振込用紙同封)	11000円	26400円 (11000円+15400円)	11000円	26400円 (11000円+15400円)	15400円	2200円	0円	11000円
(内税)	1000円	1000+1400円	1000円	1000+1400円	1400円	200円	0円	1000円

- ◎ 住民票・印鑑証明書・戸籍謄本・除籍謄本はすべて**原本**でお願い致します
- ◎ **※1・※2・※3・※4・※5は、霊園でご用意いたします**
- ◎ 戸籍謄本に関しては、必要に応じて複数枚ご用意頂く事もございます
- ◎ 社会情勢、物価の変動等により各種手数料は改定する場合がございます

- 名義変更・再交付・解約の手続きの際、成年後見人(個人:家族・友人)が選任されている場合、各変更届の使用者氏名欄の実印は後見人の実印押印と印鑑証明書ご提出となります
- ◎ 弁護士や司法書士の場合は、社印のみ押印となります
- 尚、成年後見登記事項証明書の提出は必須となります(既に提出済の場合、再提出は不要です)